

## 苫小牧市地域自立支援協議会委員の公募要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市地域自立支援協議会設置要綱第4条第1項に規定する委員のうち市民から委嘱する委員（以下「市民委員」という。）について、応募の方法その他市民委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

### (委員の公募)

第2条 市民委員は、公募によるものとする。

2 市民委員となるための応募の資格は、18歳以上の苫小牧市民（ただし、市議会議員、常勤の市職員等は除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等（以下「障がい当事者」という。）

(2) 障がい当事者から2親等以内の親族

(3) 障がい当事者を支援する事業所又は団体において、2年以上の支援活動の経験を有する者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民委員の公募に応じることができない。

(1) 市民委員以外の委員を推薦している団体の役職にある者

(2) 成年被後見人

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（公募の数）

第3条 市民委員の公募の数は、2人以内とする。

### (応募方法)

第4条 市民委員の公募に当たっては、広報等で広く周知する。

2 応募者には、申込書のほか、障がい者福祉に関するレポートの提出を求める。

3 応募先は、苫小牧市福祉部障がい福祉課とする。

4 応募の期間は、応募開始の日から15日間とする。

### (欠員の補充)

第5条 市民委員が欠員になった場合は、必要に応じ公募により補充するものとする。

### (委員の決定)

第6条 委員の応募者については、選考会議で決定する。

2 選考会議は、福祉部長、福祉部次長及び障がい福祉課長で構成するものとする。

3 選考の結果については、応募者に対して書面で通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。